

英国のローカリズム政策をめぐる地方分権化の諸相（一）

一労働党から保守党・自由民主党連立を経て 保守党単独政権に至るまでの経緯—

中西 典子ⁱ

本稿は、英国のキャメロン保守党・自由民主党連立政権のもとで導入されてきたローカリズム政策に着目し、その政策的経緯と背景、そしてその内実と評価および課題について考察するものである。13年におよぶ労働党政権に代わって2010年5月に発足した連立政権は、「ビッグ・ガバメント」から「ビッグ・ソサエティ」への政策転換を理念として掲げるなかで、新たに市民社会局を設置し、「中央集権」から「地方分権」への方向性を示唆してきた。これは、2011年のローカリズム法の制定に端的に示されており、中央政府から地方自治体への分権化と、地方自治体から地域コミュニティへの分権化という二重の意味での地方分権が、ローカリズム政策として実施されてきている。しかし同時に、連立政権以降、厳しい緊縮財政が断行されてきており、政府予算の削減率は、地方自治体および地域コミュニティを管轄する官庁に対してかなり大きくなっているため、地方自治体に対する政府予算も大幅に削減されてきている。このように、地方自治体は、包括的な権限を付与されながらも、厳しい財政事情のもとで、経費削減および自治体経営に向けての努力を強いられるという、アンビバレントな状況に置かれている。ローカリズムのもう一つの局面である地域コミュニティへの権限付与は、地域の価値ある資産に対する所有や管理・運営、地域の公共サービスの改善や提供などに関する地域住民による選択と決定を推進するものである。しかしこれを実現するために必要な住民の力量形成に対する支援策はほとんどなされていない。これまで地域の諸課題に取り組んできた実績のあるボランティア・セクターが果たす役割は重要であるが、財政難に陥っている地方自治体の補助金や委託契約費が減少し、また、パーソナライゼーションやプライバタイゼーションの下で、公共サービスをめぐる競争環境がより激化しているなかで、統合・大規模化、事業・企業化という選択を迫られ、とくに地域に根ざした小規模な組織の運営は困難になっている。トップダウンからボトムアップの政治へとパラダイムシフトを促すローカリズムは、ローカル・デモクラシーを実現する理念として有効であるものの、政府の歳出削減と抱き合わせのなかで財政的支援がないまま権限のみが委譲されるのであれば、それは「小さな政府」を肩代わりするレトリックに過ぎないものとなる。

キーワード：英国、ローカリズム、地方分権、労働党政権、保守党・自由民主党連立政権、中央政府、地方自治体、地域コミュニティ、ボランティア・セクター、公共サービス、ローカル・デモクラシー

目次

はじめに

1. 中央政府からのコントロール・シフトとローカリズム政策の推進

i 立命館大学産業社会学部教授

- (1) ビッグ・ガバメント (Big Government) からビッグ・ソサエティ (Big Society) へ
 - (2) トーン・ダウンするビッグ・ソサエティと発展するローカリズム・アジェンダ
 - (3) 連立政権下でのローカリズム法の制定と地域コミュニティへの権限付与
2. 緊縮財政のなかで問われる地方自治体の自由裁量権
- (1) 地方自治体予算の大幅な削減
(以上, 第52巻第1号)
 - (2) 危機に直面する地方自治体とその生き残りに向けての模索
 - (3) 地域産業パートナーシップ (LEP) の新設
3. 地方自治体から地域コミュニティへの権限付与
- (1) ローカル・パートナーシップの変容と再構築
 - (2) ローカリズム政策の受け皿となる地方自治体と地域コミュニティ (以上, 第52巻第2号)
 - (3) 地方自治体と地域コミュニティを媒介するボランティア・セクター
 - (4) 公共サービスの委託契約における変化
4. むすび (以上, 第52巻第3号)

はじめに

2015年5月に実施された英国の下院総選挙では、与党保守党が1992年の総選挙以来23年ぶりの単独過半数を超える331議席を獲得して、2010年来のキャメロン (David Cameron) 政権の続投が決まり、それまでの保守党・自由民主党連立政権から、保守党単独政権へと移行した。最大野党の労働党との接戦という事前予測を覆し、保守党が大勝した背景には、一つに、政権交代を招くほどの明確な争点が労働党にみられなかったこと、二つに、連立政権発足後における自由民主党の支持率が急落していたこと、三つに、地域政党であるスコットランド国民党 (Scottish National Party: SNP) が第三極として躍進してきたこと、があげられる。

今回の総選挙で49議席を失い8議席となった自由民主党は、2010年の総選挙において、ハング (Hung Parliament) 状態となった保守党に第3党と

して歩み寄り、戦後初となる連立政権を誕生させて多くの国民の期待を背負っていた。しかしその後、緊縮財政を掲げる保守党と歩調を合わせたことで学費値上げや福祉予算削減などの公約違反を指摘され、20%を超えていた支持率は急落して10%を割り込み、翌2011年の統一地方選挙で大敗を喫することとなった。こうした自由民主党に取って代わり、新たに50議席を獲得して56議席となった SNP は、2014年9月に実施された英国からの独立を問う住民投票では反対55.25%・賛成44.65%の僅差で回避されたものの、中央政府から自治権拡大を取り付けて、国政における存在感を増している。もともと労働党の伝統を引き継いできたスコットランドでは、労働党ブレア (Tony Blair) 政権による地方分権の下、1999年に地方議会が発足して (Stewart 2003)、2007年の統一地方選挙では SNP が第一党となった。その後、保守党・自由民主党連立政権の緊縮財政への批判の下で独立の気運が高まり、2011年の地方議会選挙では、労働党に代わって SNP が過半数を獲得している。また、2010年の総選挙で欧州連合 (EU) 離脱を主張して台頭してきた英国独立党 (United Kingdom Independence Party: UKIP) は、2014年の欧州議会選挙で英国首位の座を奪って衝撃を与え、2015年の総選挙では伸び悩んだものの、急増する移民の排斥を訴えて地方での勢力を伸ばしてきている。

このような、英国の二大政党制の根幹を揺るがす多党化の流れは、保守党と労働党という二大政党が、いずれも中間層を取り込む必要性から、明確な政策の相違を打ち出せずに支持率が拮抗していることにも起因している。進歩的保守主義 (progressive conservatism / liberal conservatism) ともいわれる保守党のキャメロンは、かつてのサッチャー (Margaret Thatcher) 率いる保守党のサッチャリズム (Thatcherism) やブレア率いる労働党のニュー・レイバー (New Labour) と距離を置きつつも、双方から脱却しているわけでは決してなく、新自由主義的な規制緩和や民営化を推進しつつ、新保守主義的な個人の自助や家族および近隣の相互扶助に加えて、

市民社会の構築や地域コミュニティへの分権化を重視するといういわば中道的立場であり、この点で、自由民主党との連立政権も可能であった。この連立政権でまず掲げられたのが「ビッグ・ソサエティ Big Society」であり、このアジェンダは後に見直しが求められるものの、地方分権化政策の支柱である「ローカリズム Localism」へと発展していく基盤となってきた。今回の総選挙の結果は、連立政権の下で断行されてきた緊縮財政が批判されながらも、財政再建と景気回復基調をもたらしたキャメロン政権に対して一定の評価が得られたということでもあり、その基本方針は、保守党単独政権においても維持されていくことになる。もっとも、地域政党や独立政党が存在感を増しているなか、自治権の拡大や対EU関係の見直しが迫られるとともに、単独政権への回帰のなかで保守色を強めていく可能性は高いといえる。

本稿では、こうした現況をふまえつつ、キャメロン政権がこれまで進めてきた政策において、とくに中央から地方への権限委譲という文脈に着目し、2010年5月の総選挙以降、それまでの長きにわたる労働党政権から、保守党・自由民主党連立政権へと交代するなかで導入されてきたローカリズム政策に焦点をあて、その政策的経緯と背景、その内実と評価および課題について考察していく。その際、1997年のブレア労働党政権以来の地方分権化政策がどのように変容してきているのかという点をふまえながら、労働党政権および保守党・自由民主党連立政権の分権化政策を比較検討するなかで、ローカリズムをめぐる地方分権化の諸相を明らかにしていくこととする。

1. 中央政府からのコントロール・シフトとローカリズム政策の推進

- (1) ビッグ・ガバメント (Big Government) からビッグ・ソサエティ (Big Society) へ
13年にわたる労働党政権から保守党・自由民主党

連立政権へと交代した2010年5月、新政権は「ビッグ・ソサエティ」を政策理念として掲げた。内閣府の文書『ビッグ・ソサエティの構築 *Building the Big Society*』によれば、ビッグ・ソサエティは、表1に示すような5点から構成されており、その要点を端的に言えば、一つに「地域社会が身近な問題を解決できるよう権限を強化すること」、二つに、「地域社会やボランティア、民間企業などが公共サービスを提供できるよう開放すること」、三つに「人々が社会的な活動でもっと役割を果たせるよう奨励すること」(杉浦 2012: 7)、である。

キャメロン首相は、かつての保守党サッチャー首相が否定した社会をあえて焦点化し、1980年代に「壊れた経済 broken economy」の修復に取り組んだサッチャーに対し、家庭の崩壊や福祉への依存、学校の荒廃や犯罪など21世紀の問題である「壊れた社会 broken society」への対処が必要であるとしている (Cameron and Jones 2008)。したがってビッグ・ソサエティでは、前労働党政権が行ってきた財政支出を増やすトップダウンの政府、すなわち自己中心的な個人主義と受動的な依存性を助長し、「壊れた英国 broken Britain」における社会の原子化と病理を生み出す「ビッグ・ガバメント」ではなく (Cameron 2009)、諸個人や家族、民間企業など全ての主体が責任ある社会の一員として役割を果たしていく社会が想定される (op. cit. 2008)。そして、かかる全ての主体がアクティブな役割 (社会的責任) を果たせるような、身近な地域社会への権限委譲が必要とされるのである (op. cit. 2008, 2009)。したがってビッグ・ソサエティとは、行政府のコントロールではなく人々の社会的責任が推進力となる分権型社会の構築であり、諸個人が政府に依存するのではなく、身近な地域社会の問題に関して自動や互助を通じて解決できる力量を身につけ、その責任を果たしていくというパラダイムシフトをめざすものである (Ishkanian and Szreter 2012)。ここにはキャメロン流の「中央集権」から「地方分権」へとという志向が看取できるが、それは、社会の諸主体へと権

表1 『ビッグ・ソサエティの構築 *Building the Big Society*』の要点

<p>① Give communities more powers (コミュニティへのより多くの権限の付与)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人々の生活の場に対するより多くの決定権を近隣住民に付与 閉鎖の危機に直面している地域の施設やサービスを救済するためのコミュニティへの新たな権限の導入 全国、とくに荒廃している地域における新世代のコミュニティ・オーガナイザーの養成や近隣グループの創設を支援
<p>② Encourage people to take an active role in their communities (コミュニティにおける人々の積極的な関与の奨励)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動や社会活動への参加を奨励する取り組みの実施、公務員評価の主な指標としてコミュニティへの持続的な関与を創設 チャリティへの寄付やフィランソロピーの促進への取り組み 'National Citizen Service' の導入 (当初のプログラムとして、16歳を対象に、活動的で責任ある市民に求められるスキルの獲得や、多様なバックグラウンドの人々を織り交ぜながら、コミュニティへ参加する機会を提供)
<p>③ Transfer power from central to local government (中央政府から地方自治体への権限委譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体への徹底的な権限委譲と、自治体財政の全面的な見直しによる大いなる財政的自律の促進 地方自治体に対する包括的権限の付与 地域空間戦略 (Regional Spatial Strategies) の廃止と、住宅および地域計画に関する決定権の地方自治体への差し戻し
<p>④ Support co-ops, mutuals, charities and social enterprises (協同組合、互助組織、チャリティ、社会的企業の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協同組合、互助組織、チャリティ、社会的企業の創設と拡大への支援とともに、公共サービスの運営により多く関与することを支援 公共部門に従事する労働者に対し、労働者協同組合を形作る新たな権限の付与とともに、サービス提供のための入札を実施 銀行の休眠口座資金を利用した 'Big Society Bank' を創設し、近隣グループやチャリティ、社会的企業、その他の非政府組織に対する新たな資金を提供
<p>⑤ Publish government data (政府データの公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府保有のデータが市民によって活用されるような、データへのアクセス権の新設と定期的な公表 詳細な地域の犯罪についての統計データを毎月公表することを警察に義務づけ、人々が近隣地域の犯罪に関する適切な情報を得られるようにするとともに、警察の職務に対する説明責任の把握

(出所) Cabinet Office (2010: 1-3)

限を委ね、その「社会が有効に機能できるように支援する」(杉浦 2012: 4) 政府という点で、サッチャーが志向した民営化=市場化=逆倒の「小さな政府」では必ずしもない。ビッグ・ガバメントからビッグ・ソサエティへの移行を示す図1で重視されるのは両者のバランスであり、それゆえ問われるべきは政府の規模ではなく機能ということになる¹⁾。

しかしその一方で、後述する歳出削減計画が同時に発表されており、前労働党政権のビッグ・ガバメントで過剰となった国の財政支出を抑制していくためのレトリックとして、ビッグ・ソサエティが提起されていることは否定できない。ここでの主眼は、公共サービスの変化であり、行政府が担う公共サービスから脱却し、地域住民など諸々のアクターが関与して公共サービスを直接的に管理運営・提供して

いくことによって、公共サービスの効率化やコストを削減し、財政支出の縮小をはかっていくという点である。ビッグ・ソサエティを支えるものは、福祉国家以前の英国に存在した「人と人との間の『相互性』やつながりを再生し、それを緊縮財政下における福祉国家の担い手にしていこうとする理念」(近藤 2015: 25) ともいわれ、また、こうした政府の公共的な費用や責任を縮小し、それを地域社会が代替していくという発想は新自由主義に類するともいわれている (Jones and Evans 2013)。

ビッグ・ソサエティを掲げる連立政権は、労働党政権が重視していた「サード・セクター Third Sector」を「ボランティア・セクター Voluntary Sector」へと改称するとともに、それらを含めて「市民社会 Civil Society」と総称し²⁾、ビッグ・ソサ

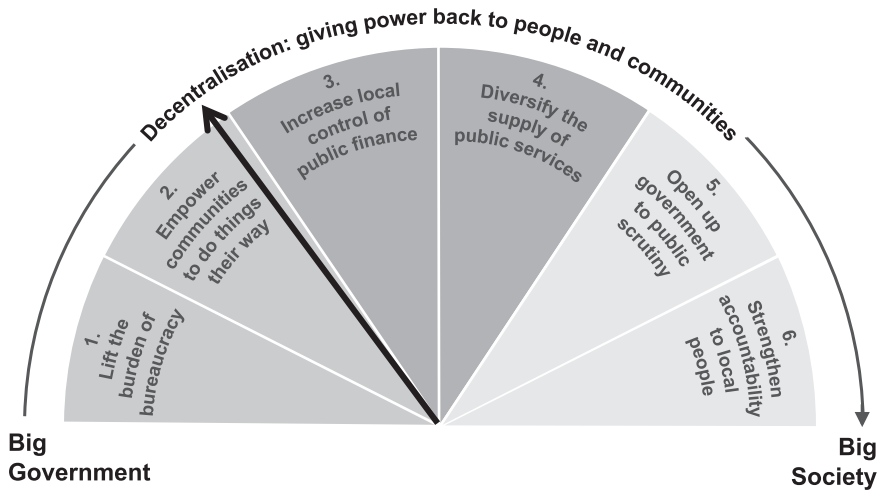


図1 ビッグ・ガバメントからビッグ・ソサエティへ

(出所) HM Government 2010c: 2

表2 ポストモダニティにおける3つのモデル

Model (モデル)	Ideology (イデオロギー)	Strategy (戦略)	Goal (目標)	Location (所在)
Market led (市場主導)	Capitalism (資本主義) / Neoliberalism (新自由主義)	Modernisation (近代化)	Globalisation (グローバル化)	Economy (経済)
State led (国家主導)	Social Democracy (社会民主主義) / Marxism (マルクス主義)	State planning (国家計画)	Social equality (社会的平等)	Politics (政治) / government (政府)
Community led (コミュニティ主導)	Democracy (民主主義) / Civic republicanism (市民共和主義)	Citizen participation (市民参加)	Sustainable development (持続的発展)	Civil society (市民社会)

(出所) Powell 2013: 58

エティを主管する内閣府に、従来のサード・セクター局 (The Office of the Third Sector) を廃止して、新たに市民社会局 (The Office for Civil Society: OCS) を設置している³⁾。こうした市民社会の重視は、表2に示すモデルからすれば、市場主導 (自由主義) でも国家主導 (福祉国家) でもないコミュニティ主導にみられ、いわゆる「市場の失敗」と「政府の失敗」のオルタナティブとして新たに注目されるのが、社会的諸問題を解決するコミュニティやボランティア活動である。このような地域に根ざした市民活動 (civic engagement, active citizenship, community endeavor, mutualism) が、社会的な問題と財政的な問題双方に対処し得るものとして

(Milbourne 2013), ビッグ・ソサエティに不可欠な要素となる。なかでもアクティブ・シティズンシップに関しては、新自由主義において、政府による公共サービスの縮小を代替するものとして、ボランティアやチャリティなど地域社会に責任を果たす活動主体が奨励されており (Powell 2013), ビッグ・ソサエティの重視する市民社会においても親和性がみられる。

もっとも、ビッグ・ソサエティは新しい発想では決してなく、コミュニティやボランティア活動は、ニュー・レイバーといわれる前労働党政権が注目してきたものであり、前政権が推進してきた地域再生 (community-led regeneration) や、ボランタリー・

セクターとの間で締結してきた「ナショナル・コンパクト National Compact」にビッグ・ソサエティという言葉はすでに存在している⁴⁾。しかし、両政権には明確な相違があり、前政権では、「コミュニティのためのニュー・ディール New Deal for Communities: NDCs」や「近隣マネージメント・プログラム Neighbourhood Management programme」など政府が様々なプログラムやスキームを提供してバックアップしてきたのに対し、新政権では、地域の権限強化 (local empowerment, development of community rights) や地域住民の力量形成を通じて、人々自身が協力してアクティブな社会活動を行い、より結びつきの強いコミュニティを形成していくことが求められる (Stanton 2014)。また、前者は、官民パートナーシップや市民参加における政府と市民社会との協働関係が重視されたのに対し、後者では、両者の関係をゼロ・サム的に捉え、政府の介入抜きに人々の協働が重視される。したがって、こうした自立と相互扶助、ボランティア活動を美德とする考え方は、保守派のネオコミュニタリアニズム (conservative neocommunitarianism) としても捉えられている (Williams, Goodwin and Cloke 2014)。

なお、新設された市民社会局では、①15年以上利用されていない銀行の預金口座をボランティア・セクター向けの資金として活用するビッグ・ソサエティ・バンク (Big Society Bank) の創設、②様々なバックグラウンドを持つ16歳の少年がコミュニティ活動に取り組み、責任ある市民としてのスキルを身につける全国市民サービス (National Citizen Service) のプログラム、③とくに荒廃地域において、コミュニティ組織の創設に寄与する5,000人のコミュニティ・オーガナイザー (community organisers) の育成、④同様にその基金 (Community First Fund) の創設、などの施策を掲げており、上記①は、ボランティア・セクターへの融資を行う機関に投資するビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) として発展し、この資金を活用したコミュニティ創生基金 (Community Generation

Fund) など、様々な手法でボランティア・セクターの資金調達を奨励している。このようなボランティア・セクターなどの社会貢献事業に限定して投融資を行う社会的投資 (Social Impact Investment) は世界に先駆けて導入されており、この一環であるソーシャル・インパクト・ボンド (Social Impact Bond) は、政府や地方自治体が、社会問題に対処する民間事業者と委託契約を結び、その資金は民間の金融機関を通じて投資家から調達して、その成果に応じた配当 (financial return) を支払うという官民連携スキームとして注目されている。

(2) トーン・ダウンするビッグ・ソサエティと発展するローカリズム・アジェンダ

保守党・自由民主党連立政権が掲げたビッグ・ソサエティは、中央政府からのコントロール・シフトを通じて社会的な自律と責任を促し、「社会自らが創出する規範力」(安 2011: 3) に基づく連帯と統合でもって安定的かつ秩序ある市民社会を構築することをめざしたが、結局のところそれは、前労働党政権とは異なり政府の関与を最大限縮小するとともに、政府の歳出を大幅に削減するための方便に過ぎないとして、政府内外における多方面からの批判が相次ぐこととなった。

ある地方自治体関係者によれば、地域社会への権限委譲は前政権から行われており、ビッグ・ソサエティが企図するような地域的活動 (community engagement) も、地域住民やボランティアなコミュニティ組織によって長きにわたって行われてきたものであり、今更ながらビッグ・ソサエティが誇張されることに対する疑念が生まれている (Smith and Wistrich 2014)。また、地域社会への直接的な権限付与においては、地域住民がそれに相応する力量を身につける必要があるものの、その方策に対する助成がないこと⁵⁾、また、地方自治体の公共サービスへの関与が弱まり、地域の総合的なマネージメントを不可能にすること (大塚 2011)、公共サービスの質の低下と説明責任の欠如、さらにはサービスの委

託先に対する評価方法の規定がないこと（CLAIR 2012a）、など様々な批判が出されている。ボランティア組織（voluntary organisations）においても、2010年来の歳出削減に伴う補助金の減額によって、活動の場である公共施設の閉鎖（大塚 2011）や、スタッフの雇い止めと組織自体の閉鎖（Smith and Wistrich 2014）に直面しており、組織運営が危機に瀕していることへの批判がなされている。前述したナショナル・コンパクトにおけるボランティア・セクター側の代表機関は、「ビッグ・ソサエティの矛盾は、これまで地域のことに従事していなかった一般の人々をいきなり会議に出させて、公共の意志決定に参加させること」であり、「これまで支援されてこなかった地域に根ざした組織のためのローカル・ハブやローカル・スペースを構築するのは時間がかかる」がゆえに、「ビッグ・ソサエティをめぐる広範な変化に際しては、ボランティア・セクターだけでなく、政府の役割は何か、プライベート・セクターも含めて、何をすべきか」という点をもっと議論する必要があると述べている⁶⁾。

つまるところ連立政権は、中央政府によるイニシアティブを官僚制の弊害として払拭し、自立自助・自己責任的なビッグ・ソサエティを提起したものの、それが機能するためには、皮肉にも、前政権が行ってきたような関与、すなわち「政府による相応の法的・財政的枠組みの提供」（永島 2011： 126）が必要であるということになる。このことは、いわゆる「ローカル・ガバナンスの運営をガバニングする『メタ・ガバナンス』」に関連し、ビッグ・ソサエティそれ自体のガバナンス的機能不全に対して、「正統的かつ合法的な公権力を背景にした政府が、社会の自律性の回復のために『機能』していくメカニズム」（安 2011： 15）を法的に確保する必要があるということである。この点が機能していれば、あえてビッグ・ソサエティを提唱せずとも十分にそれは成り立ち、それが成り立たないところで奨励しても、相応の支援を施さない限りは機能しない。このように、担い手自身の力量形成（capacity building）のた

めの支援がより求められることになるビッグ・ソサエティは（Ishkanian and Szreter 2012）、政府与党内からも批判がなされ（Smith and Wistrich 2014）、2011年の白書（*Open Public Services White Paper*）ではトーン・ダウンし、2013年までにはビッグ・ソサエティという言葉自体が廃れ（Burton 2013）、2015年までにはそれに関連するプロジェクトへの政府補助金（5年時限）も更新されずに打ち切りとなっている（CLAIR 2015）。そして、これに取って代わるように、より重視されてきているのが、以下にみる「ローカリズム」である（Bailey and Pill 2015）。

（3）連立政権下でのローカリズム法の制定と地域コミュニティへの権限付与

2011年11月、約1年にわたる法案の審議を経て「ローカリズム法 Localism Act 2011」が成立し⁷⁾、2012年4月より施行されることとなった。ここでの施策は、地方自治体の権限に関するもの（団体自治）と地域社会の権限に関するもの（住民自治）に大別される（大塚 2012）。

ローカリズムについては、すでに前労働党政権が、前者のいわば政治的分権（devolution of political power）を第一義とする「オールド・ローカリズム Old Localism」に対し、福祉国家（政府）と新自由主義（市場）の双方を克服する「第三の道 Third Way」を提起したニュー・レイバーとして、「ニュー・ローカリズム New Localism」を提起したという経緯がある。このニュー・ローカリズムは、中央政府から地方自治体への分権化と、地域コミュニティへの分権化という「二重の分権 double devolution」（Davoudi and Madanipour 2015: 34）を示しており、後者は、ローカル・デモクラシーおよび意思決定における市民参加という点で、市民的分権を第一義としている。保守と革新いずれの政治的伝統にも由来するコミュニティ主導のイニシアティブであるニュー・ローカリズムは（Raco 2013）、ローカル・ガバメントというよりも、有効性（effectiveness）、説明責任（accountability）、参加（participation）、公正

(equity), 多様性 (diversification), 革新 (innovation) に関わる諸原理に支えられ, 最もローカルなレベルへと権限を委譲するローカル・ガバナンスであり, これを通じて達成される地域的活動や市民の主体的参加とともに, 地方自治体が地域的リーダーあるいは調停者として関与する多元的なガバナンス・モデルが求められることになる (Smith and Wistrich 2014)。かかるニュー・ローカリズムには二つの特徴があり, 一つは, 公共政策の推進力としての国家基準 (national standards) の重要性を認識すること, 二つには, 実際に公共サービスを提供するにあたってローカル・ガバナンスの重要性を認識することである。前者に関しては, 中央政府が, 地域的公正 (territorial justice) や平等, 公共財の集散的供給を確保する一義的な役割を担っており, 後者に関しては, 地域の諸機関が, 多様性や選択, 地域的差異を考慮する上で一義的な役割を担っている (Wilson and Game 2011)。前労働党政権においては, こうしたガバナンスを尊重しつつ, 様々なかたちで官民のローカル・パートナーシップを構築してきたがしかし, 地域の自律性やイニシアティブに対する中央政府の統制が強く, 地方自治体をはじめとする地域の諸機関は, 中央政府が設定する目標や基準, 優先項目 (priorities) を達成すべき対象とみなされた。したがって, このような国家基準や政策の優先項目に関して合意された枠内でのみ, 地方分権は成り立つものであった。

連立政権は, 発足後の最初の政策文書 (*The Coalition: our programme for government*) において, 「地方自治体や地域社会, 近隣住民や諸個人に新たな権限を付与することによって, トップダウンの政府の時代を終焉する」(HM Government 2010a: 11) と述べ⁸⁾, 中央政府が設定する目標を達成できるものみに認められるような「稼がれた自律 earned autonomy」よりもむしろ, 地方自治体が自ら獲得する「自由と柔軟さ freedoms and flexibilities」を強調している (Wilson and Game 2011)。例えば, 前労働党政権のNDCは, 中央政府の担当省である

コミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government: DCLG) の指揮監督の下にプログラムの枠組み (framework) がつくられ, 地域住民を含んだパートナーシップ委員会 (Partnership Board) による政策と意思決定の構造 (structures) のなかで作動する仕組みになっている。これに対して連立政権では, 政府によって準備される枠組みや構造よりもむしろ, チャリティなどのボランタリー・セクターの支援を通じて, 地域コミュニティがそれ自体で力量形成していくことが求められる。地域住民が, 自らの地域をどのように形成し発展させるべきかについて住民自身の知識や経験を通じて決定していくこと, そのための権限を獲得することが重視されるのである (Stanton 2014)。

ローカリズム法における団体自治に関しては, 地方自治体への包括的権限 (general power of competence) の付与, 自治体システムにおける「委員会 Committee」制の選択可能性, 直接公選首長制度の普及に向けた住民投票実施の促進, 地方税としての「ビジネス・レート Business Rates」の改革などが盛り込まれた。他の欧米諸国に比して英国では, 地方自治体の権限が弱く, 国の法律に基づいて許可された範囲内での事務にとどまっていたが (Jones and Evans 2013), 経済・福祉・環境の3分野におけるある程度の自由裁量 (general well-being powers) が認められた2000年の地方自治法 (Local Government Act 2000) を経て, このローカリズム法では, 全分野において法令で禁止されない範囲内での包括的な権限が付与されることになった (LGA 2013)。また, 地方自治体の構造は長らく, 最高意思決定機関である議会が行政の執行権を持ち, その権限を議員で構成される分野別の委員会に委任する委員会制であったが, 非効率で不透明であるという批判が多く, 2000年の地方自治法によって, 従来の委員会の機能をキャビネットに集中し, キャビネットの議長とその構成員が政策の意思決定や執行機能を担う「リーダーとキャビネット Leader and Cabinet」制や, 地方自治体の有権者によって直

接選挙される公選の首長がキャビネットを率いる「直接公選首長とキャビネット Mayor and Cabinet」制などが導入されてきた。しかしローカリズム法では、委員会制を再び選択肢として可能にしている⁹⁾。

前労働党政権は、地方自治体をガバナンスのパートナーとしてみなしてはいたものの、前述したように、中央政府による改革のための数々の指標や規制、監察等に伴う義務や負担も大きかったため、連立政権ではこうした諸規制を除去し、地方自治体が、その地域の改善に向けた政策の優先項目を取り決めることができるようにした。しかし前政権では、地方自治体に対する政府支出も同様に拡大させたが、連立政権では、地方自治体の自由裁量を認める代わりに政府の自治体予算も削減するというものであり、各自自治体においては独自に政策を取り決めるどころか、その削減された予算に見合った改革でしか選択の余地が与えられないことにもなる。このような、一方での譲歩と他方での財政面における中央支配の維持というかたちでの地方自治体に対する二律背反は、地方自治体がおも中央政府のコントロール下に置かれていることを意味している（Burton 2013）。

ローカリズム法の住民自治に関しては、地域コミュニティというスケールで多くの権限が付与されている¹⁰⁾。まず、①「建設・開発の権利 Community Right to Build」は、地域における住宅や店舗、公的な施設など、住民ニーズの高い建物の建設に際して、住民投票で過半数の支持があり、かつ近隣地区計画の最小限の知識を身につけている場合は、通常の建築許可申請手続きを経ずに建設・開発計画を実施できるというものである。この場合、地域住民は、地域コミュニティの福祉や経済、環境を向上させることを目的とし、かつその利益を地域の発展にのみ還元する法人組織をつくることが求められる。これを支援する政府資金としては、2015年までの3年間で1,750万ポンドが計上されている（DCLG 2015）。②「入札の権利 Community Right to Bid」は、地方自治体が、地域コミュニティにとって価値ある資産（Assets of Community Value）のリストを作成し、

その資産が売却される際に、地域のコミュニティ・グループが優先的に買い取りの交渉を行い、その資金集めの猶予期間を設定して、地域コミュニティで所有・管理することができるようにするという制度である（CLAIR 2014b）。集会所や図書館、ミュージアムやシアターなどの文化施設、公園やスポーツ施設、店舗やパブなど、当該地域における価値ある資産であれば、その所有者は官民を問わない。資産リストの土地・建物は、地域において活動する諸々のグループ（Community Interest Group: CIG）によって推薦され¹¹⁾、審議期間の8週間を経て掲載が決まれば、その所有者に通知されることになる。所有者は、掲載された土地・建物について売却の意向がある場合は、地方自治体に通知しなければならず、地方自治体は、通知後、6週間の「一時的売却停止期間 interim moratorium period」、6ヶ月間の「正式売却停止期間 full moratorium period」、18ヶ月間の「保護期間 protected period」の記載とともに、周辺住民にその旨を周知する。当初6週間のうちにCIGが買い取り交渉の意向を示せば、そのために必要な資金を集めるための6ヶ月の期間を設けることになる。しかしながら、6週間以内に買い取りの意向がない場合は所有者が自由に売却することができ、また、売却に関する諸規制もないことから、CIGにおける買い取り交渉の優先権は与えられるものの、それを必ずしも購入できるという保障はなく、CIGによる「購入の権利 Right to Buy」までには至っていない。2015年2月の時点では、イングランドで1,800の資産がリストアップされ、また122のCIGが入札に参加しているが、実際に購入できた資産は11となっている（House of Commons 2015d）。③「公共サービス提供の権利 Community Right to Challenge」は、地域のコミュニティ・グループやボランティア組織、チャリティ、社会的企業、自治体職員等が、行政が運営する地域の公共サービスを改善するために、そのサービスを自ら提供できるようにすることである。公共サービスの提供を表明する場合、地方自治体に改善の提案書を提出し、そ

れが受理されると当該サービスの調達手続き (procurement exercise) が開始され、この入札に参加することとなる (DCLG 2015)。ローカリズム法の施行や後述する地方自治体予算の削減によって、複数の自治体職員が独立 (spin off) して互助・協同の社会的企業 (mutual and co-operative social enterprises) を設立し、当該自治体および他の自治体・行政機関と公共サービスの委託契約を結ぶケースも出現しており、行政府が直接的に担う公共サービスが地域で活動する様々な組織に委託されることによって、地域のニーズに適合した、より柔軟でイノベーションに富んだサービス提供への期待が高まる一方で、サービス調達における市場化と組織間競争の激化が憂慮されてもいる (遠藤 2015)。

2. 緊縮財政のなかで問われる地方自治体の自由裁量権

(1) 地方自治体予算の大幅な削減

2008年のリーマン・ショックで景気が落ちこみ、財政収支の対 GDP 比がマイナス10%を超えるなかで発足した連立政権は、当初から財政再建に向けた国の歳出削減を断行する必要に迫られていた。保守党・自由民主党間の政策合意においては、政権発足後50日以内に「緊急予算 emergency budget」を策定するとともに、経済および財政予測を行う独立機関である「予算責任局 Office of the Budget Responsibility: OBR」を設置することなどが取り決められた¹²⁾。そのため2010年5月17日にOBRが設置され、24日にはオズボーン財務相が2010年度に62億ポンドの歳出削減を実施することを発表、翌月14日にはOBRが2014年度までの経済・財政見通しを発表し、続く24日には財務相が緊急予算を発表している。ここでは、付加価値税率の2.5%引上げ、公務員給与の2年間凍結、児童手当の3年間凍結など、歳出削減では国民保健サービス (National Health Service: NHS) および教育分野を除く累計830億ポンドが示された。そして2014年度までの歳出入の財

政再建目標額として、前労働党政権の730億ポンドよりも上積みされて累計1,130億ポンド、2015年まででは累計1,280億ポンドとなり、歳出削減と増税の比率は77 (990億ポンド) 対23 (290億ポンド) と前者に比重が置かれた。

この歳出削減の具体策は、10月の「歳出レビュー Spending Review 2010」¹³⁾ で明らかにされている。この歳出レビューでは、2015年5月の総選挙に至るまでの2011年度から2014年度までの4年間にわたる見通しが示されており、表3でみるように、歳出は、経常的経費である「経常歳出 Current Expenditure」と、設備投資である「資本歳出 Capital Expenditure」から成り立っており、さらに各歳出は、義務的経費である「単年度管理歳出 Annually Managed Expenditure: AME」と、府省の裁量的経費である「府省別歳出限度 Departmental Expenditure Limits: DEL」から構成されている。2010年度における経常歳出のAMEは2,946億ポンド、DELは3,427億ポンド、資本歳出のAMEは78億ポンド、DELは516億ポンド、歳出総額 (Total Managed Expenditure: TME) は6,968億ポンドと計上されている。歳出レビューでは、①成長 (growth)、②公正 (fairness)、③改革 (reform) を掲げ、①では、持続的な経済成長とそれを支援するような歳出の優先や民間主導の景気回復、②では、高額所得者世帯における児童手当の廃止 (25億ポンド削減) や、雇用・生活補助手当の給付期限短縮 (20億ポンド削減) など、社会保障給付や税額控除の改革によって計70億ポンド以上の削減、③では、公共サービスの供給を政府以外の様々な主体に配分していくことにより、2014年度までに、AMEでは、社会保障関係以外で、公共部門雇用者年金保険料の段階的引き上げ (18億ポンド削減) をはじめ計35億ポンドの削減、DELでは、政府の行政経費60億ポンドの削減とともに公共部門の職員49万人の削減、などが示されている。そして、2014年度までの歳出削減額として累計810億ポンドが見込まれることとなった¹⁴⁾。

DELに関してみると、表4に示すように、2014年

表3 「歳出レビュー 2010」における歳出削減の見通し

	£ billion (10億ポンド)				
	Plans		Forecasts		
	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
CURRENT EXPENDITURE (経常歳出)					
Resource Annually Managed Expenditure (単年度管理歳出)	294.6	308.5	320.1	329.7	344.6
Resource Departmental Expenditure Limits (府省別歳出限度)	342.7	342.7	344.4	348.9	348.0
Public sector current expenditure (経常歳出総額)	637.3	651.1	664.5	678.6	692.7
CAPITAL EXPENDITURE (資本歳出)					
Capital Annually Managed Expenditure (単年度管理歳出)	7.8	7.3	6.7	6.4	6.9
Capital Departmental Expenditure Limits (府省別歳出限度)	51.6	43.5	41.8	39.2	40.2
Public sector gross investment (資本歳出総額)	59.5	50.7	48.5	45.6	47.2
TOTAL MANAGED EXPENDITURE (歳出総額)	696.8	701.8	713.0	724.2	739.8
Spending Envelope for Spending Review 2010 (歳出レビュー2010の歳出枠)		641.6	646.7	651.6	661.0
Resource spending envelope (うち経常歳出枠)		591.6	598.9	606.7	614.5
of which Annually Managed Expenditure		249.0	254.5	257.8	266.5
of which Departmental Expenditure Limits		342.7	344.4	348.9	348.0
Capital spending envelope (うち資本歳出枠)		50.0	47.8	44.8	46.4
of which Annually Managed Expenditure		6.5	6.0	5.6	6.2
of which Departmental Expenditure Limits		43.5	41.8	39.2	40.2
Policy inherited by the Government		14	25	39	52
Discretionary policy announced at the Budget		9	17	24	32
Total discretionary spending cuts at the Budget		23	42	63	83
Adjustment to Public Sector Gross Investment		-2.0	-2.0	-2.3	-2.3
Total discretionary spending cuts at the Spending Review (歳出レビューにおける歳量的歳出削減総額)		21	40	61	81

(出所) HM Treasury 2010: 77-78

度までの累積増減率はマイナス8.3%であるが、なかでもDCLGの削減率は最大規模となっている。このうちの地域コミュニティ関連が、2010年度の経常歳出22億ポンドから2014年度は12億ポンドと51%の削減、資本歳出68億ポンドから20億ポンドへの74%の削減で、計68.4%の削減になっており、地方自治体関連が、資本歳出が0のため経常歳出のみで2010年度の285億ポンドから2014年度は229億ポンドと27%の削減となっている。表5でみるように、地方自治体の歳入に占める政府補助金の割合は、2010年度では65%にのぼっており、政府補助金の削減は地方自治体財政に大きな打撃を与えることになる。なお、政府補助金は、一般補助金(Formula Grant)と特定補助金(Specific Formula Grant)に大別できるが、連立政権は、NHSおよび教育関連の特定補助金を除く全ての特定補助金の用途制限を撤廃し、90

種類以上あった特定補助金は10種類未満に削減され、総額70億ポンドにのぼる特定補助金が一般財源化されて、一般補助金の額が40億ポンド以上増加することとなった¹⁵⁾。

一方、地方自治体の自主財源であるカウンシル・タックス(居住用資産に課せられる唯一の地方税)は、2011年度から税率を凍結することが緊急予算で示され¹⁶⁾、歳出レビューでは、凍結を実施する地方自治体については、その補填として毎年度7億ポンドを追加補助金として充当することとなった¹⁷⁾。また、貧困世帯のカウンシル・タックスについては、その給付金(Council Tax Benefit)を支給することによって実質的に減免措置を行ってきたが、この給付金に対する政府補助金を10%削減する代わりに、減免措置の権限は地方自治体に付与されることになった。しかしこの給付金も、2012年の「福祉改革

表4 「歳出レビュー 2010」における府省別歳出削減率

	£ billion					Per cent
	Baseline		Plans			Cumulative real growth
	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	
Departmental Programme and Administration Budgets						
Education	50.8	51.2	52.1	52.9	53.9	-3.4
NHS (Health)	98.7	101.5	104.0	106.9	109.8	1.3
Transport	5.1	5.3	5.0	5.0	4.4	-21
DCLG Communities (地域コミュニティ関連)	2.2	2.0	1.7	1.6	1.2	-51
DCLG Local Government (地方自治体関連)	28.5	26.1	24.4	24.2	22.9	-27
Business, Innovation and Skills	16.7	16.5	15.6	14.7	13.7	-25
Home Office	9.3	8.9	8.5	8.1	7.8	-23
Justice	8.3	8.1	7.7	7.4	7.0	-23
Law Officers' Departments	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	-24
Defence	24.3	24.9	25.2	24.9	24.7	-7.5
Foreign and Commonwealth Office	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	-24
International Development	6.3	6.7	7.2	9.4	9.4	37
Energy and Climate Change	1.2	1.5	1.4	1.3	1.0	-18
Environment, Food and Rural Affairs	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	-29
Culture, Media and Sport	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	-24
Olympics	-	0.1	0.6	0.0	-	-
Work and Pensions	6.8	7.6	7.4	7.4	7.6	2.3
Scotland	24.8	24.8	25.1	25.3	25.4	-6.8
Wales	13.3	13.3	13.3	13.5	13.5	-7.5
Northern Ireland	9.3	9.4	9.4	9.5	9.5	-6.9
HM Revenue and Customs	3.5	3.5	3.4	3.4	3.2	-15
HM Treasury	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	-33
Cabinet Office	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	28
Single Intelligence Account	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	-7.3
Small and Independent Bodies	1.8	1.8	1.6	1.5	1.4	-27
Reserve	2.0	2.3	2.4	2.5	2.5	-
Special Reserve	3.4	3.2	3.1	3.0	2.8	-
Green Investment Bank	-	-	-	1.0	-	-
Total	326.6	326.7	326.9	330.9	328.9	-8.3
memo:						
Central government contributions to local government	29.7	27.5	26.3	25.5	24.2	-26
Local Government Spending	51.8	49.8	49.5	49.5	49.1	-14
Central government contributions to police	9.7	9.3	8.8	8.7	8.5	-20
Police Spending (including precept)	12.9	12.6	12.2	12.1	12.1	-14
Regional Growth Fund	-	0.5	0.5	0.4	-	-
Capital DEL						
Education	7.6	4.9	4.2	3.3	3.4	-60
NHS (Health)	5.1	4.4	4.4	4.4	4.6	-17
Transport	7.7	7.7	8.1	7.5	7.5	-11
DCLG Communities (地域コミュニティ関連)	6.8	3.3	2.3	1.8	2.0	-74
DCLG Local Government (地方自治体関連)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-100
Business, Innovation and Skills	1.8	1.2	1.1	0.8	1.0	-52
Home Office	0.8	0.5	0.5	0.4	0.5	-49
Justice	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	-50
Law Officers' Departments	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-46
Defence	8.6	8.9	9.1	9.2	8.7	-7.5
Foreign and Commonwealth Office	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	-55
International Development	1.6	1.4	1.6	1.9	2.0	20
Energy and Climate Change	1.7	1.5	2.0	2.2	2.7	41
Environment, Food and Rural Affairs	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	-34
Culture, Media and Sport	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	-32
Olympics	1.0	1.1	0.2	0.0	-0.1	-
Work and Pensions	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	-5.5
Scotland	3.4	2.5	2.5	2.2	2.3	-38
Wales	1.7	1.3	1.2	1.1	1.1	-41
Northern Ireland	1.2	0.9	0.9	0.8	0.8	-37
HM Revenue and Customs	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	-44
HM Treasury	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	-30
Cabinet Office	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	-28
Single Intelligence Account	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	-2.8
Small and Independent Bodies	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-52
Reserve	2.1	1.0	1.0	1.0	1.1	-
Special Reserve	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	-
Total Capital DEL	51.6	43.5	41.8	39.2	40.2	-29

(出所) HM Treasury 2010: 81-82

表5 地方自治体の歳入構造

【単位：100万ポンド】

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
Revenue Support Grant (地方交付金)	4,501	3,122	5,873	448	15,175
Redistributed Non Domestic Rates (ノン・ドメスティック・レイト交付金)	19,515	21,517	19,017	23,129	-
Police Grant (警察補助金)	4,253	4,374	4,546	4,224	7,565
Specific Grants inside AEF (AEF 内特定補助金)	45,639	45,750	45,502	41,820	41,760
補助金 Area Based Grant (自治体一括補助金)	3,314	4,363	-	-	-
Local Services Support Grant (地域公共サービス補助金)	-	-	253	223	77
General GLA Grant (GLA 補助金)	48	48	63	50	-
Grants outside AEF (AEF 外の補助金)	17,064	19,069	18,614	18,850	18,417
Housing Subsidy (住宅補助金)	▲134	▲494	▲704	▲791	▲795
Grants towards Capital Expenditure (資本歳出に係る補助金)	8,760	9,592	8,637	9,739	8,782
Total Grant Income (補助金 合計額)	102,961	107,341	101,800	97,692	90,982
Council Tax (カウンシル・タックス)	25,633	26,254	26,451	26,715	23,371
Retained Income from Rate Retention Scheme (ノン・ドメスティック・レイト税収)	-	-	-	-	10,719
自主財源 External Interest Receipts (利子収入)	778	663	860	815	839
Capital Receipts (資産売却収入等)	1,427	1,498	2,013	2,124	2,481
Sales, Fees and Charges (使用料・手数料)	12,859	12,597	11,991	12,201	12,695
Council Rents (賃借料収入)	6,326	6,317	6,583	6,916	7,215
Total Locally-funded Income (自主財源 合計額)	47,024	47,328	47,899	48,771	57,319
Other Income and Adjustments (その他歳入)	12,272	10,535	9,995	8,842	9,275
Total Income (合計)	162,257	165,204	159,694	155,306	157,554
Grants as a Percentage of Total Income (補助金の割合)	63%	65%	64%	63%	58%

(出所) CLAIR 2015a: 46

法 Welfare Reform Act 2012」で新たな給付制度 (Universal Credit) が導入されたことによって廃止され (DWP 2010), それに代わって, 同年の「地方財政法 Local Government Finance Act 2012」によって, 各地方自治体の裁量において独自に取り決められる「カウンシル・タックス軽減スキーム Council Tax Reduction Schemes」を実施することが義務づけられた (DCLG 2011)。

この地方財政法では, 地方自治体の自主財源のうち一つの柱となるビジネス・レートの改革が盛り込まれている。ビジネス・レートは, 事業用資産に課

される税金 (Non-Domestic Rates) として地方自治体によって徴収された後, 国庫に納められて, 中央政府から地方自治体への一般補助金として配分されてきたものである。1990年に国税化される以前は, 管轄地域の徴収分は全て地方自治体の税収となっていたが, 国税化以降は地方自治体の人口比に基づいて配分されるため, 地域内での新規の事業所立地による増収分は反映されてこなかった。そのため, 地域の経済成長に対する地方自治体の財政的インセンティブを高めるために, この改革では, ビジネス・レートの税収の50%および税収の増加分全額を地方

表6 「歳出ラウンド 2013」における歳出削減の見通し

	£ billion				
	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18
CURRENT EXPENDITURE					
Resource AME	334.0	343.8	359.1	377.8	395.2
Resource DEL, excluding depreciation	320.7	315.7	312.9		
Ring-fenced depreciation	18.1	20.4	22.3		
<i>Implied Resource DEL, including depreciation</i>				325.8	317.8
Public sector current expenditure	672.8	679.9	694.2	703.7	713.0
CAPITAL EXPENDITURE					
Capital AME	5.0	5.5	3.1	8.7	9.2
Capital DEL	42.2	44.9	47.3		
<i>Implied Capital DEL</i>				42.6	42.9
Public sector gross investment	47.1	50.4	50.4	51.3	52.1
TOTAL MANAGED EXPENDITURE	720.0	730.3	744.7	754.9	765.1
<i>Total Managed Expenditure (% GDP)</i>	<i>45.2%</i>	<i>44.0%</i>	<i>43.1%</i>	<i>41.8%</i>	<i>40.5%</i>

(出所) HM Treasury 2013: 18

表7 「歳出ラウンド 2013」における府省別歳出削減率

	£ billion		Per cent
	Baseline 2014-15	Plans 2015-16	Year-on-year real growth
Departmental Programme and Administration Budgets			
Education	52.8	53.2	-1.0
NHS (Health)	108.3	110.4	0.1
Transport	3.5	3.2	-9.3
DCLG Communities	1.2	1.1	-10.0
DCLG Local Government	25.6	23.5	-10.0
Business, Innovation and Skills	13.6	13.0	-5.9
Home Office	10.4	9.9	-6.1
Justice	6.8	6.2	-10.0
Law Officers' Departments	0.5	0.5	-5.0
Defence	23.9	23.9	-1.9
Foreign and Commonwealth Office	1.2	1.1	-6.3
International Development	8.3	8.5	1.1
Energy and Climate Change	1.0	1.0	-8.0
Environment, Food and Rural Affairs	1.7	1.6	-9.6
Culture, Media and Sport	1.2	1.1	-7.0
Work and Pensions	5.5	5.0	-9.5
<i>DWP non-baselined funding</i>	<i>1.9</i>	<i>0.9</i>	<i>-</i>
Scotland	25.6	25.7	-1.5
Wales	13.6	13.6	-1.8
Northern Ireland	9.6	9.6	-1.5
HM Revenue and Customs	3.2	3.1	-5.0
HM Treasury	0.1	0.1	-10.0
Cabinet Office	0.4	0.3	-10.1
Single Intelligence Account	1.6	1.7	3.4
Small and Independent Bodies	1.3	1.3	-2.0
Spending commitments not yet in budgets	-	1.1	-
Reserve	2.8	2.8	0.0
Special Reserve	1.8	1.0	-44.1
<i>Localised business rates</i>	<i>-11.2</i>	<i>-11.6</i>	<i>-</i>
Total Resource DEL excluding depreciation	316.0	312.9	-2.7
<i>Adjustment for Allowance for Shortfall, Budget Exchange and non-baselined funding</i>	<i>-0.4</i>	<i>0.0</i>	<i>-</i>
Total Resource DEL excluding depreciation forecast	315.7	312.9	-2.6

(出所) HM Treasury 2013: 10

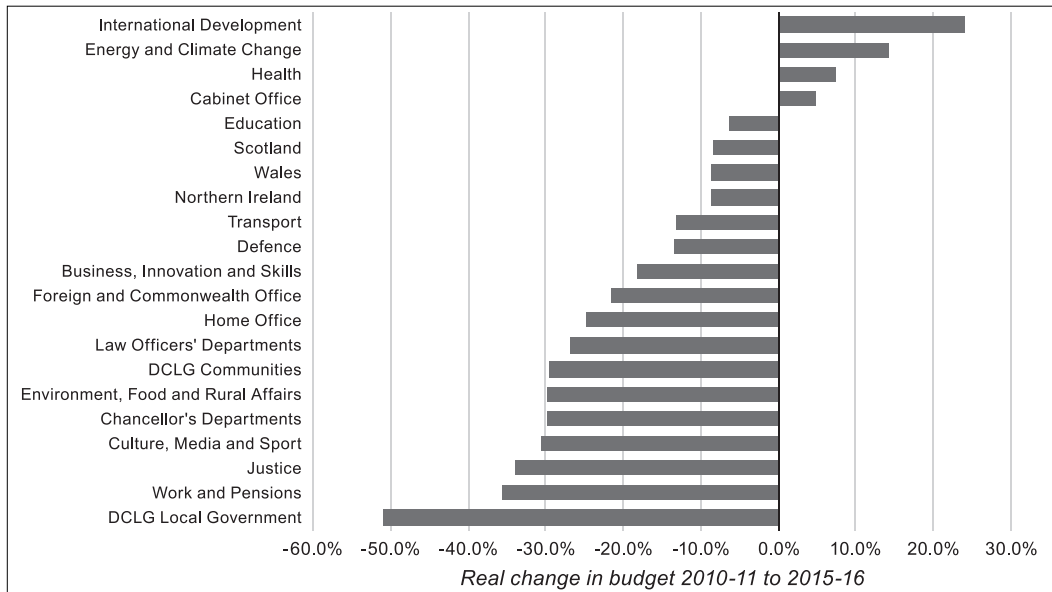


図2 2010年度から2015年度までの府省別歳出削減率

(出所) The Institute for Fiscal Studies (2015) Recent cuts to public spending

(http://www.ifs.org.uk/tools_and_resources/fiscal_facts/public_spending_survey/cuts_to_public_spending)

自治体が保持できることとなった¹⁸⁾。ここでは、全ての地方自治体が従前の税収配分額を下回らないように、まず地方自治体の管轄地域における過去のビジネス・レートの徴収額をもとに「ビジネス・レート基準額 Business Rate Baseline」が算出され、その基準額が、当該地域における人口および公共サービス提供の費用をもとに算出された「基準資金レベル Baseline Funding Level」を超えた場合は、政府に「納付金 Tariff」を支払い、逆に、前者が後者を下回った場合は、政府から「追加支給金 Top-up」が交付されることになる。また、全ての地方自治体が隔たりなく自主財源を確保できるように、事業用資産の増加によって税収が著しく拡大する地方自治体には「賦課金 Levy」を課し、事業所の閉鎖や撤退によって著しく税収が減少した地方自治体への財源に回されることになる (CLAIR 2013c)。この改革ではさらに、地方自治体が、地域開発等のプロジェクトを通じて将来的に見込まれるビジネス・レートの増収額を担保にその資金を調達し、地域経済の基盤となるインフラ整備等を行うことができる仕組み

として、「増加税収財源措置 Tax Increment Finance」も導入されることとなった。

その後、2013年に公表された歳出レビューは2015年度までの見通しとなり、名称も「歳出ラウンド Spending Round 2013」と変更されているが、表6に示すように、TMEの対GDP比は引き続き毎年度低下している。TMEは、2013年度は7,200億ポンド、2014年度は7,303億ポンドとなっており、2010年の歳出レビューの見通し（前者7,242億ポンド、後者7,398億ポンド）からさらに削減されている。これは、とくに経常歳出のDELにおいて、歳出レビューに比して各年度100億ポンド以上の削減となっていることが影響している。DELにおけるDCLGの削減率を表7でみると、地域コミュニティ関連では、2014年度の経常歳出12億ポンドから2015年度は11億ポンド、地方自治体関連では、256億ポンドから235億ポンドとなっており、両者ともマイナス10%と、歳出レビューに比して削減率は縮小しているものの、省庁内では相変わらずの最大規模である。この点は、図2にみるDCLGに対する2010年度から2015年度

までの削減規模に端的に示されている。なお、こうした緊縮財政政策には反対の声が多く、とくに2012年～2014年の地方選挙では保守党・自由民主党ともに惨敗を喫している。しかし、それに臆することなく財政健全化に邁進して、英国経済は2010年以降プラス成長を維持し、2015年の総選挙では保守党単独政権としてキャメロン首相の続投が決まった。その直後に発表された緊急予算では、2019年度までに財政赤字を解消し黒字化するために370億ポンドの削減が示され、続く夏季予算 (Summer Budget 2015) では、社会保障予算120億ポンドの削減と未納税回収や免税廃止等による50億ポンドの徴税、さらに歳出見直し (Spending Review 2015) では、連立政権から引き続き、DCLG および地方自治体に対する大幅な予算削減が見込まれている。連立政権下で51%削減された地方自治体への政府補助金は、さらに2019年度までに56%が削減され、2010年度から2019年度までのトータルで79%削減されることとなる (CLAIR 2015b)。また一方で、地方分権をさらに推進し、地方自治体は、ビジネス・レートに関して、税収の全額保持や税率の引き下げあるいは追加的課税の権限を付与されることとなり、地域経済の成長に向けてのインセンティブを高めることが求められている。

注

- 1) こうした問いに対する捉え方は、18～19世紀の古典的自由主義と19世紀半ばの福祉国家主義、1970年代以降の新自由主義において異なるものである (Davoudi and Madanipour 2015)。
- 2) あるいは「市民社会セクター Civil Society Sector」と総称することもある。2010年5月に開催された「市民社会プログラム」円卓会議に招かれたメンバーは、社会起業家、実業家、コミュニティ組織のリーダーが中心で、従来サード・セクターを代表してきた組織関係者は一人も含まれていなかったことから、原田は、キャメロン首相が本会議において『「サード・セクター」の用語を使わないと宣言したのは、単に言葉の問題だけではなく、協働する対象も見直そうとする姿勢の表れと見るべき」(原田 2013: 148) だとしている。
- 3) 「サード・セクター」の改称は、労働党に対するアンチテーゼ以外にも、これまで、小さなコミュニティ・グループの貢献を不明瞭にすることや、「第三世界 Third World」という言葉の使用に際して議論がなされてきた三流=下等というイメージを付与することへの批判も含まれている (Milbourne 2013)。
- 4) ボランティア・セクターの全国組織である NCVO (後述) の職員 (European & International Campaigns Manager) へのインタビュー (2011.10.10) に基づく。同氏は、「ビッグ・ソサエティの中心的な原理は、コミュニティの権限強化やローカル・サービスの提供をローカル・パートナーとともに行うことであり、これは新しいことではなく、コンパクトは13年間このことを行ってきた。……ビッグ・ソサエティは現政権の構築物のようにみえるが、これをはるかに超える協働の歴史を私たちは持っているし、今後も取って代わらないだろう。……ビッグ・ソサエティは政府が言っていることで、政策というよりも哲学である。取って代わるといっても、これまでの活動の延長線上に位置づく指針である」と述べている。
 なお、本稿におけるインタビューの多くは、科学研究費補助金の基盤研究 (C) を用いて、清水洋行氏 (千葉大学) および中島智人氏 (産業能率大学) らと共同で実施したものである。
- 5) タワー・ハムレット区の職員 (Project Director) へのインタビュー (2011.10.13) に基づく。同氏によれば、「ビッグ・ソサエティはその多くに欠点があるが、もちろん良い点もあるため、それに関与できることを希望するが、その背景の詳細がないため、関与しても混乱する」と述べている。また、ハイヴァリング区にあるボランティア・セクターの中間支援組織である HAVCO (Havering Association of Voluntary and Community Organisations) の最高責任者 (Chief Executive Officer: CEO) は、「ビッグ・ソサエティは、地域の人々にインフラやサポートを与えるべき」であると述べている (2011.10.12のインタビュー)。
- 6) コンパクト・ボイス (後述) の職員 (Manager)

- へのインタビュー（2011.10.10）に基づく。
- 7) 2010年12月に提出されたローカリズム法案とともに、その指針 (*Decentralisation and the Localism Bill: an essential guide*) が発表されている。ここでは分権化に向けて、①官僚制に伴う負担の軽減、②地域コミュニティによる物事の取り決めに向けた力量形成、③公的資金に対する地域的コントロールの拡大、④公共サービス供給の多様性と選択的利用、⑤政府支出の情報公開と市民による監視、⑥地域の人々に対する説明責任の強化、が提起されている (HM Government 2010c)。
- 8) ここに提起されている28の項目は、そのままローカリズム法案に取り入れられている。
- 9) 委員会制に戻った地方自治体は10以上あり、イングランド北西部ランカシャーにあるファイルド (Fylde) 市では、従来の「リーダーとキャビネット」制では、「大半の決定において内閣構成議員にのみ票が与えられ、一般議員は閣議で意見を述べることができず、非民主主義的である」として、規定である有権者の5%以上の署名によって実施された住民投票（2014年5月）による賛成57.8%で委員会制に戻ることが決定した (CLAIR 2014b)。
- 10) 以下に述べる3つの項目以外にも、④「コミュニティ・デザインの支援 design support for communities」、⑤「土地を再生する権利 Community Right to Reclaim Land」、⑥「近隣地区計画 neighbourhood planning」、⑦「私たちの場所 Our Place!」、⑧「バリアの除去 barrier busting」等があげられている (DCLG 2015)。すでに前労働党政権において、地域の公共資産を地方自治体から地域コミュニティへと委託 (community asset transfer) し、そのコミュニティが管理・運営を行う (community management and ownership) 事例が拡大しており (DTA / ATU 2010)、ローカリズム法における地域コミュニティへの権限付与についてもこの点は踏襲されている。
- 11) ローカリズム法に基づく「コミュニティの価値ある資産規定 *The Assets of Community Value (England) Regulations 2012*」では、CIGは、①近隣地区フォーラム (Neighbourhood Forum)、②教区 (Parish)、③21人以上のメンバーを有する法人化されていない団体で、それが生み出す利益をメンバーに配分していない団体、④チャリティ (後述)、⑤保証有限責任会社 (後述)、⑥産業・共済組合 (Industrial and Provident Society)、⑦コミュニティ利益会社 (後述)、が含まれる (HM Government 2012, CLAIR 2014d)。
- 12) OBRは、2011年3月の「予算責任および会計検査法 Budget Responsibility and National Audit Act 2011」で制定されている。
- 13) 歳出レビューは、1998年にブレア政権によって導入された複数年度予算である。本予算は、3年度を基準として2年ごとに策定され、公共部門の管理歳出総額 (TME) とともに、政府や地方自治体、その他公的機関の歳出額が決定される。歳出レビューの導入以前は、1960年代から公共歳出調査 (Public Expenditure Survey) が実施されていたが、1980年代のサッチャー政権時にその中期的計画の意義が失われ、その後のメジャー (John Major) 政権下でコントロール・トータル (Control Total) が新たに導入された。しかし、実質的な改革は政権交代後に持ち越され、ブレア政権がそれらをリニューアルした歳出レビューを導入している (稲田 2010, 東 2012)。
- 14) 歳出レビューでは、DELの2014年度までの歳出削減目標額が、緊急予算の発表時の830億ポンドから810億ポンドに縮減されている。これは、経済的価値の見通しから、設備投資を2011~12年度に20億ポンド、2013~14年度に23億ポンド増額させたことによるものである。また、緊急予算では、NHSとODA以外の分野におけるDELを、2014年度までに平均25%削減することが示されたが、歳出レビューにおいては、AMEの100億ポンドを超える削減の一方でDELが増加したため、平均19%の歳出削減にとどまったとされている (HM Treasury 2010, 日本政策金融公庫 2010)。
- 15) また、2008年度から2010年度まで存在していた地方自治体一括補助金 (Area Based Grant) は、各省から交付されていた複数の特定補助金を地方自治体単位で統合してDCLGが交付する用途制限のない補助金であり、各自自治体は地域の優先順位を考慮した政策に活用していたが、連立政権は、

- この補助金の一部を一般補助金または社会福祉関連の特定補助金へと統合し、2011年度以降は廃止している (CLAIR 2015)。
- 16) カウンシル・タックス (Council Tax) は、かつてサッチャー政権が、それまでの居住用資産に課される税金 (Domestic Rate) を廃止して、いわゆる人頭税 (Poll Tax) を課したことで退陣に追い込まれ、後任のメージャー政権が、それを廃止して新たに導入した税である。しかし、この税も相変わらず不人気なため、その後の労働党政権でも、税の上限を設けるように指導がなされていた。
- 17) なお、ローカリズム法では、毎年度、カウンシル・タックスの引き上げ率の上限が設定されることとなり、地方自治体がこの上限を超えて税率を上げる場合は住民投票を実施しなければならないが、住民投票でそれが否決された場合は、上限を超えない範囲での課税しか認められないことになる (CLAIR 2015a)。
- 18) この点に関して、ロンドン・ヘイヴァリング区の職員 (Group Director) へのインタビュー (2011.10.12) では、「2013年から、地方自治体は、中央政府ではなく、地元企業が支払うビジネス・レートを通じて予算を得ることになる。企業が成長し、多くの企業が納税するなら、自治体も多くの予算を得られる。この地域の最大の企業は、自治体、NHS、ショッピング・センターである。いくらかの大企業は多くの税金を支払うが、この地域のビジネスや人々を育てるのは、多くの自営業者である」と述べている。
- なお、後にも触れるが、2015年5月からのキャメロン保守党政権では、ビジネス・レートの税取の全額を地方自治体が保持できるように制度改正することが取り決められている (HM Treasury 2015)。
- 東信男 (2012) 「イギリスにおける発生主義財務情報
の活用状況—財政統制に焦点を当てて—」『会計
検査研究』第45号
- Bailey, N. and Pill, M. (2015) 'Can the state empower
communities through localism? An evaluation of
recent approaches to neighbourhood governance
in England', *Environment and Planning C:
Government and Policy* 2015, 33
- Bolton, T. and Coupar, K. (2011) *Cause célèbre or
cause for concern? Local enterprise partnerships
one year on*, Center for Cities
- Burton, M. (2013) *The Politics of Public Sector Reform:
From Thatcher to the Coalition*, PALGRAVE
MACMILLAN
- Cabinet Office (2010) *Building the Big Society*, Cabinet
Office
- (2012a) *Public Bodies 2012*, Cabinet Office
- (2012b) *CATEGORIES OF PUBLIC BODIES:
A GUIDE FOR DEPARTMENTS*, Cabinet Office
- Cameron, D. (2009) 'Big society can fight poverty.
Big government just fuels it', *Guardian* 10
November
- Cameron, D. and Jones, D. (2008) *CAMERON ON
CAMERON: CONVERSATIONS WITH DYLAN
JONES*, Fourth Estate
- CLAIR ((財)自治体国際化協会) (2010) 「連立政権が
監査委員会の廃止を決定」(ロンドン事務所マン
スリートピック2010.9) ([http://www.jlgc.org.uk/
jp/information/monthly/mtopic201009.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/mtopic201009.pdf))
- (2011) 『英国の地方自治 (概要版) —2011年改
訂版—』(財)自治体国際化協会
- (2012a) 「経済活性化と市民参加拡大のための
地域運営—地域パートナーシップは英経済復活の
カギとなるか」(ロンドン事務所マンスリートピック
2012.3) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/
monthly/mtopicTBID.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/
monthly/mtopicTBID.pdf))
- (2012b) 「政府が推進する公共サービスの外部
委託の現状—『失敗例』多く大臣からは現方針に
疑問の声」(ロンドン事務所マンスリートピック
2012.3) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/
monthly/uk_sep_03.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/
monthly/uk_sep_03.pdf))
- (2012c) 「『地域産業パートナーシップ』に関す
- 引用・参考文献
- APPG (2012) *Where next for LEPs? Report of an
inquiry into the effectiveness to date of Local
Enterprise Partnerships*, APPG
- Audit Commission (2012) *Tough times 2012: council's
financial health in challenging times*, Audit
Commission

- る最新情報」(ロンドン事務所マンズリートピック 2012.11) (http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_nov_02.pdf)
- (2013a) 「自治体間の業務統合と公共サービスの共同提供に関する報告書」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.1) (http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_jan_01.pdf)
- (2013b) 「公共サービスの調達で『社会的価値』を検討することを自治体に義務付け」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.2) (http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_feb_01.pdf)
- (2013c) 「イングランドの地方財政制度を改革～『ビジネスレイト』の制度変更で自治体へ増収へのインセンティブ付与」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.4) (http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_apr_01.pdf)
- (2013d) 「下院の特別委員会が中央政府と自治体の関係を定めた規定の策定を提案～中央政府は提案を拒否」(ロンドン事務所マンズリートピック 2013.5) (http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_may_01.pdf)
- (2014a) 「政府の緊縮財政で削減を余儀なくされるロンドンの公共サービス～人口増による需要増に対応できず」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.3)
- (2014b) 「イングランドの地方自治体に委員会制度へ戻る動き～英国の伝統的な自治体構造」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.9) (http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep_uk_2014_021.pdf)
- (2014c) 「『欧州自治憲章』の英国の遵守状況に関する報告書が発表に～『英国は憲章を遵守しているとは言えない』」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.9) (http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep_uk_2014_01.pdf)
- (2014d) 「地域の価値ある資産を住民が守る制度『地域コミュニティの入札の権利』～スケートボード場やパブなど既に多数の利用例」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.12) (http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/12/uk_dec_2014_012.pdf)
- (2015a) 『英国の地方自治（概要版）—2015年改訂版—』(財)自治体国際化協会
- (2015b) 「『2015年支出見直し』について（その2）～財政赤字解消目指し、公共支出削減を継続～地方自治体への政府補助金はまたも大幅減」(ロンドン事務所マンズリートピック2015.12) (http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/01/uk_dec_2015_01.pdf)
- CLRA (2014) *Local and regional democracy in the United Kingdom*, Council of Europe (https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=2171585#P41_2920)
- Davoudi, S. and Madanipour, A. (2015) *Reconsidering Localism*, Routledge: New York
- DCLG (2008) *Communities in Control: real people, real power*, Cmnd.7427, TSO
- (2011) *Localising support for council tax in England: Government's response to the outcome of consultation*, DCLG
- (2012a) *Creating the conditions for integration*, DCLG
- (2012b) *50 ways to save, Examples of sensible savings in local government*, DCLG
- (2015) *2010 to 2015 government policy: localism*, DCLG
- DCLG / LGA (2013) *Our Place!*, LGA.
- DH (Department of Health) (2007) *Local Involvement Networks explained*, DH
- (2010) *Equity and excellence: Liberating the NHS*, Cmnd.7881, TSO
- DTA (Development Trusts Association)/ ATU (Asset Transfer Unit) (2010) *To have and to hold: The Development Trusts Association guide to asset development for community and social enterprises (Second edition)*, DTA / ATU
- DTI (2002) *Social Enterprise: a strategy for success*, DTI
- DWP (Department for Work and Pensions) (2010) *Universal Credit: welfare that works*, Cmnd.7957, TSO
- 遠藤知子 (2015) 「公共サービス政策と社会的企業—イギリスの事例から」(川村暁雄他編『これからの社会的企業に求められるものは何か—カリスマ

- からパートナーシップへ』ミネルヴァ書房, 所収)
- 原田晃樹 (2013) 「サード・セクターと政府セクターの協働—日英の政策動向とアカウンタビリティ」(藤井敦史・原田晃樹・大高研道『闘う社会的企業』勁草書房, 所収)
- HM Government (2006) *Our health, our care, our say: a new direction for community services*, Cmnd.6737, TSO
- (2010a) *The Coalition: our programme for government*, Cabinet Office
- (2010b) *Local growth: realizing every place's potential*, Cmnd.7961, TSO
- (2010c) *Decentralisation and the Localism Bill: an essential guide*, DCLG
- (2011a) *Unlocking growth in cities*, Cabinet Office
- (2011b) *Open Public Services White Paper*, Cmnd.8145, TSO
- (2011c) *Unlocking growth in cities: city deals – wave 1*, Cabinet Office
- (2011d) *Community Budgets Prospectus*, DCLG
- (2012) *The Assets of Community Value (England) Regulations 2012*, HMSO (Her Majesty's Stationery Office)
- (2013) *The Coalition: together in the national interest, Mid-Term Review*, Cabinet Office
- (2014) *Open Public Services 2014*, Cabinet Office
- HM Treasury (2010) *SPENDING REVIEW 2010*, Cmnd.7942, TSO (The Stationery Office)
- (2011) *The Plan for Growth*, HM Treasury
- (2013) *SPENDING ROUND 2013*, Cmnd.8639, TSO
- (2015) *SPENDING REVIEW AND AUTUMN STATEMENT 2015*, Cmnd.9162, OGL (Open Government Licence)
- HM Treasury and DCLG (2007) *Review of sub-national economic development and regeneration*, HMSO
- House of Commons (2015a) 'Directly-elected mayors', *BRIEFING PAPER*, No.05000 (12 May 2015)
- (2015b) 'Community budgets and city deals', *BRIEFING PAPER*, No.05955 (14 May 2015)
- (2015c) 'Charities and the voluntary sector: statistics', *BRIEFING PAPER*, No.SN05428 (21 July 2015)
- (2015d) 'Assets of community value', *BRIEFING PAPER*, No.06366 (18 December 2015)
- House of Commons Committee of Public Accounts (2013) *Department for Communities and Local Government: Financial sustainability of local authorities, Third Report of Session 2013–14*, TSO
- House of Commons Political and Constitutional Reform Committee (2013) *Prospects for codifying the relationship between central and local government, Third Report of Session 2012–13*, TSO
- 稲田圭佑 (2010) 「英国の複数年度予算～制度的変遷と現行制度の評価～」『立法と調査』第305号
- 稲沢克祐 (2013) 「英国における『国と地方の協議の場』—地方財政に係る協議の場を中心に—」『都市とガバナンス』19
- Ishkanian, A. and Szreter, S. (2012) *The Big Society Debate: A New Agenda for Social Welfare?*, Edward Elgar
- Jones, P. and Evans, J. (2013) *URBAN REGENERATION in the UK*, SAGE
- ジョンソン, ノーマン (2014) 「イギリスの社会的企業」(山本隆編著『社会的企業論—もうひとつの経済』法律文化社, 所収)
- 近藤康史 (2015) 「キャメロン政権下のイギリス福祉国家—緊縮財政と『大きな社会』—」『生活協同組合研究』2015・2
- LGA (Local Government Association) (2012) *Services shared: costs spared? An analysis of the financial and non-financial benefits of local authority shared services*, LGA
- (2013) *The General Power of Competence: Empowering councils to make a difference*, LGA
- Milbourne, L. (2013) *VOLUNTARY SECTOR IN TRANSITION*, Policy Press: University of Bristol
- 中島智人 (2015) 「英国における市民社会政策の変化」(公益法人協会編『英国チャリティ その変容と日

- 本への示唆』弘文堂, 所収)
- 中西典子 (2009) 「ロンドン・インナーエリアにおけるコミュニティ・ガバナンスの実相—タワー・ハムレット区の地域戦略パートナーシップを事例として—」『地域創成研究年報』 4
- (2010) 「英国のコミュニティ・ケア改革とパートナーシップ政策—イースト・ロンドンのタワー・ハムレット区を事例に—」『地域創成研究年報』 5
- (2014) 「政権交代後の英国におけるローカル・パートナーシップおよびローカリズム政策の動向」『日本都市学会年報』 47
- NAO (2012) *The Regional Growth Fund*, TSO
- (2014) *Financial sustainability of local authorities 2014*, NAO
- 永島剛 (2011) 「イギリス『大きな社会』構想とソーシャルキャピタル論—『福祉国家』との関係をめぐる—」『社会関係資本研究論集』 2
- NCVO (2011) *Counting the Cuts: The impact of spending cuts on the UK voluntary and community sector*, NCVO
- (2013) *Counting the Cuts: The impact of spending cuts on the UK voluntary and community sector – 2013 update*, NCVO
- Needham, C. (2011) *PERSONALISING PUBLIC SERVICES: Understanding the personalisation narrative*, Policy Press: University of Bristol
- 日本政策金融公庫 (2010) 「英国『歳出見直し (Spending Review)』の発表」(国際協力銀行ロンドン駐在員事務所レポート2010.10.22) (http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference_ja/2010/10/2724/jbic_RRJ_2010026.pdf)
- Osborne, S. (2006) 'The New Public Governance', *Public Management Review*, 8-3
- Osborne, S. Radnor, Z. and Nasi, G. (2013) 'A New Theory for Public Service Management? Towards a Service Dominant Approach', *American Review of Public Administration*, 43-2
- 大塚大輔 (2011) 「英国版『新しい公共』の動き—ビッグ・ソサエティ (大きな社会)—」『地方税』 62-5
- (2012) 「英国における地方分権の進展—地域主権法の制定—」『都市とガバナンス』 18
- Powell, F. (2013) *THE POLITICS OF CIVIL SOCIETY: Big society, small government?*, Policy Press: University of Bristol
- Raco, M. (2013) *State-led Privatisation and the Demise of the Democratic State*, ASHGATE
- SEUK (2012) *The Shadow State*, SEUK
- Smith, D. M. and Wistrich, E. (2014) *Devolution and Localism in England*, ASHGATE
- Stanton, J. (2014) *Democratic Sustainability in a New Era of Localism*, Routledge
- Stewart, J. (2003) *Modernising British Local Government—An Assessment of Labour's Reform Programme*, Palgrave Macmillan
- 杉浦勉 (2012) 「『大きな社会』と英国財政—概要・評価・展望—」『関西大学経済論集』 62-1
- 姥浦道生・片山健介 (2014) 「英独における広域計画の廃止・統合による“弱体化”とその影響に関する研究—日本における広域計画の積極的運用との比較を通じて—」『平成25年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書』
- Williams, A., Goodwin, M., and Cloke, P. (2014) 'Neoliberalism, Big Society, and progressive localism', *Environment and Planning A 2014*, 46
- Wilson, D. and Game, C. (2011) *Local Government in the United Kingdom (Fifth Edition)*, PALGRAVE MACMILLAN
- 安章浩 (2011) 「イギリス・キャメロン連立政権の社会改革に関する一考察—同政権の『大きな社会』の創設アジェンダ (The Big Society Agenda) の理念とその方向性の検討を中心にして—」『尚美学園大学総合政策論集』 13

The Aspects of Localism and Decentralisation in the United Kingdom : Comparative Public Policies between Labour, Coalition and Conservative Governments

NAKANISHI Norikoⁱ

Abstract : This paper focuses on Localism through comparative studies of public policies between Labour, Coalition and Conservative governments and analyses aspects of decentralization of Localism in the UK. The Coalition government made up of Conservatives and Liberal Democrats formed in May 2010 introduced the Big Society agenda which is a paradigm shift moving power and responsibility away from central government towards more local levels. Localism is a concrete attempt to realise the Big Society agenda in practice. The Coalition promotes decentralisation and ends the era of top-down government by giving new powers to local councils, communities, neighbourhoods and individuals through the Localism Act introduced in November 2011. Localism launched decentralization aiming at ‘double devolution,’ first from central to local government, and subsequently from the latter to communities and neighbourhoods based on the Localism Act. This Act features several provisions relating to councils: giving councils a general power of competence, allowing councils to choose to return to the committee system of governance and allowing for referendums on elected mayors in certain authorities, giving residents the power to instigate local referendums on any local issue and the power to veto excessive council tax increases, allowing councils more discretion over business rate relief, providing new powers to help save local facilities and services threatened with closure, giving voluntary and community groups the right to challenge local authorities over their services, and so on. On the other hand, the Coalition has undertaken deficit reduction by drastically cutting public spending as an inevitable consequence of the financial crisis followed by deep recession. Departmental spending between fiscal 2010 and 2014 was cut by 9.1%, and the DCLG (Department for Communities and Local Government) suffered the largest cuts within departmental spending. Above all, grants from central government to local government were cut by 36.3% overall between fiscal 2009 and 2014. Local authorities have been forced to cut back significantly on their service spending in the face of falls in their main sources of revenue and to build local revenue-raising capacity. Local authorities have to innovate and deliver better and more effective public services to respond to what local people want. The Localism Act also passes new rights and powers directly to communities and individuals, making it easier for them to get things done and ensure democratic decision-making in the places where they live. However, since communities are essentially conflictual and local people have little opportunity to apply their good ideas and tackle problems in their communities, they must be given appropriate professional and technical support to enable them to use the rights and improve their local environment. Voluntary and community organisations

ⁱ Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University

often get involved in encouraging local communities and they carry out some of the most innovative and effective work in public services. The Act gives these organisations the right to express an interest in taking over the running of a local authority service. The local authority must run a procurement exercise for the service, open to bidding by the challenging organisation. However, the severe reductions on public spending are a live issue for the voluntary sector depending on state funding in the form of contract payments for service delivery. The significant impact of reduced spending threatens unnecessary damage to the sector's capacity and many organisations are forced to close their doors. Although Localism can enable the opening up of possibilities for local democracy, state-led and austerity Localism founded on self-reliance, mutualism, volunteerism, community engagement and civic action as a replacement for public sector cuts is liable to be a key element of rhetoric for conservative neocommunitarianism.

Keywords : The United Kingdom, localism, decentralisation, the labour government, the conservative-liberal democrat government, local authority, local community, voluntary sector, public service, local democracy